

伊勢国伊良虞嶋

——麻績王関連歌を巡って——

恒松侃

一、万葉集卷第一麻績王関連歌の問題点

万葉集卷第一に、麻績王まのむきみに関する短歌として、次の二首が収録されている。

麻績王伊勢国の伊良虞嶋に流さるる時、人の哀傷
して作れる歌

23 打ち麻を麻績王白水郎なれや伊良虞の嶋の玉藻荇麻須
麻績王これを聞き、感傷して
和ふる歌

24 うつせみの命を惜しみ波に濡れ伊良虞の嶋の玉藻荇食
右、日本紀を案あがふるに曰く、「天皇の四年乙亥の
夏四月戊戌の朔の乙卯に、三位麻績王罪ありて因
幡に流す。一子は伊豆の島に流し、一子は血鹿の
島に流す」といふ。ここに伊勢国の伊良虞の嶋に

配はきすと言へるは、けだし疑はく、後の人歌辞に縁よりて誤り記せるかと疑ふ。

右の万葉集卷第一23番歌・24番歌の歌群には、いくつかの問題点が存在する。まず固有名詞「ヲミノオホキミ」の漢字表記に、麻績王・麻績王の二表記が存在する。神の名も含めて、個人に対して多数の漢字表記名が記される事は、特に上代においてよく見られる事で、例えば「イザナギノミコト」は伊耶那岐命・伊奘諾尊・伊射奈芸命、天孫降臨で有名な「ニニギノミコト」は瓊瓊杵尊・邇々芸命、「アミノウズメノミコト」は天宇受売命・天鈿女命等があり、あまり問題にすべき事ではないかと思われるが、前記の神名は古事記や日本書紀・風土記等出典によって異なる漢字表記名の違いであって、麻績王か麻績王かは注釈書やテキストによって二分される漢字表記の異なりである。その異

なり事例を左に掲げる。

麻績王表記

小学館新編日本古典文学全集万葉集①23番歌題詞・23番歌・24番歌・24番歌左注

岩波書店日本古典文学大系万葉集①23番歌題詞・23番歌・24番歌題詞・24番歌左注

萬葉集全註釋①23番歌題詞・23番歌・24番歌題詞・24番歌左注

歌左注

麻績王表記

小学館新編日本古典文学全集万葉集原文①23番歌題詞・

原文23番歌・原文24番歌題詞・原文24番歌左注

萬葉集註釋①23番歌題詞・23番歌・24番歌題詞・24番歌左注

萬葉集註釋原文・訳文①23番歌題詞・23番歌・24番歌題詞・24番歌左注 等

①23番歌初句の「打ち麻を」は、麻績王にかかる枕詞で、日本古典文学大系万葉集では、「打ち麻は打った麻の意で、次句の麻にかかる。この場合の麻は績んだ麻の事で、績んだ麻とは麻の茎を水に漬し、蒸したものである」と説明し、新編日本古典文学全集万葉集は、「麻績王のヲミは、ヲ（麻）ウミ（績）の約で、従って績の文字が正しいが、この文字と似た績の文字が通用される事が多い。」と述べている。因みに績の字は、績の字体に非常に類似している。日本古

典文学全集万葉集は、「ヲミは麻（ヲ）績（ウ）ミの約で、麻績と書くのが正しいが、上代では多く麻績と記す」と説明し、その上代の表記に従っている。これらの注釈書の説明から、「ヲミノオホキミ」の漢字表記は、麻績王と表記する事が正しいのではなからうか。

二、玉藻刈食の訓み

万葉集巻第一23番歌・24番歌には、麻績王の配流先での生活の様子が詠まれている。その生活は極めて困窮している、普段であれば誰も食さないであろう玉藻を荊麻須・荊食と詠んでいる。その麻績王の生活困窮ぶりを強調するかのように、23番歌では「麻績王海人なれや」と詠んでいる。上代において海人は最も貧しい生活、厳しい生活を強いられる者であった。万葉集巻第三278番歌に、石川少郎の作品として、「志賀の海人は海布刈り塩焼き暇無み髮梳の小櫛取りも見なくに」が収録されているが、この作品は筑前国志賀島の海人を詠んだ歌であるが、志賀島の海人にしても、他の地域の海人にしても、その最も厳しい生活を余儀なくさせられている事に違いはなからうが、麻績王がその海人のような生活をしている事に対して、万葉集巻第一の編纂者は憐憫の情を持って、麻績王の関係歌を収録している。

23番歌の玉藻荊麻須の麻須は、行く・来る等の敬語動詞

であるが、このような表記をするという事は、編纂者の麻績王への敬意ではなからうか。勿論伊良虞嶋の人々・麻績王の流刑先の人々の、麻績王への敬意であると受け止める事が出来る。従つてどの注釈書も麻須をマスと訓み、敬語として解釈している。

①23番歌苺麻須の訓みがマスに統一されているのに対して、①24番歌苺食は「カリラス」と「カリハム」とに、訓みが二分されている。「カリラス」の訓みを採っている注釈書は、日本古典文学大系万葉集・講談社文庫万葉集・旺文社文庫万葉集等で、おうふう訳文万葉集・桜楓社万葉集(原文)等テキストも、「カリラス」の訓みを採っている。この「カリラス」の訓みに対して、「カリハム」の訓みを採っている注釈書は、新日本古典文学大系万葉集・萬葉集全註釋等である。玉藻苺食を「タマモカリハム」と訓んだ場合の食の意味は、新編日本古典文学全集万葉集は「苺つて食べている」、新日本古典文学大系万葉集は「嚼んで食べている」、日本古典文学全集万葉集は「刈つて食べることだ」と解釈しているが、賀茂真淵の『万葉考』は、食を「マス」と訓んだものの、万葉集には食の意のマスの仮名書き例が他になく、食べる意としては久須利波武(⑤847)・宇利波米婆(⑤802)等「ハム」の使用事例があるので、24番歌の食も「ハム」と訓むべきであるとしてある。『萬葉集全註釋』は「万葉考にタマモカリラスと訓んでいるが、マスは自家

の食事に使用した例がない。喫食するをいう、宇利波米婆・久利波米婆(⑤802)の事例がある」とし、これらの注釈書の説明から、「カリハム」と訓む事が、最も格的な訓み方ではなからうか。

三、あまの白水郎表記

上代においてあまは最も貧しく、厳しい生活を余儀なくさせられる職業とされてきたが、万葉人のあまに対する関心は強く、柿本朝臣人麻呂も「綱引きする海子とか見らむ飽の浦の清き荒磯に見に來し我を」(⑦1187)と詠んでいる。新編日本古典文学全集万葉集の頭注には、「当時一般に生産労働に従事する者は身分賤しい者と考えられていた」と説明しているが、柿本朝臣人麻呂は海子に見紛われた事に、寧ろ快感を憶えているのではなからうか。柿本朝臣人麻呂ばかりでなく、あまに対する万葉人の関心度は高く、女性のみあま表記二十二例も含めて、万葉集には一〇一例詠まれている。

あまは水辺に生活し、塩を焼き、漁労に従事する男性漁労者を意味する。女性漁労者については海未通女・海部処女等と漢字表記した。あまは現代は海女とのみ表記して、潜水して鮑・栄螺等を捕獲する女性を表記するが、これら潜水のみを行う女性漁労者は、上代は潜水と称していた。

現代でも海部（愛知県）・海士（島根県）の地名が存在する如く、あまは上代においては使用幅が広く、職業名にも土地名にも使用されていたようである。

万葉集におけるあまの漢字表記例は次表の如くで、十一表記・七十九使用例が見られる。

表 I

表記例	白水郎	海人	海部	漁父	漁夫	磯人	安麻	安末
表記数	20	16	13	1	2	1	18	1

海夫	阿末	海子	計
1	1	5	79

因みに、女性漁労者のあまの漢字表記例・漢字使用例数は、左表の如くである。

表記例	海未通女	阿麻越等壳	海部処女	海媛婦
表記数	8	1	1	1
	漁童女	海部未通女	海処女	安麻乎等女
	1	1	1	5
	安麻能乎等女	安麻乃乎等女	海女	計
	1	1	1	22

表 2

万葉集編纂後、あまを表現する漢字に「蛭」も加わった。平安時代の歌人藤原公任の家集に、その使用例が見られる。「蛭人の焼くや藻汐の立ち添へば雲の波こそ深く見えけれ」がその事例である。その「蛭」の漢字について、田中宋栄

堂刊漢和大辞典（大正六年刊）の説明によれば、「えびす・南方の蛮族・あま・魚を捕る人」とあり、特に「南方の蛮族」の説明に、古代におけるあまの立場が考えさせられる。また小学館刊漢和辞典（昭和三十八年刊）には、「福建省・広東省辺りに住む種族」とあり、この種族名があまの漢字表記に使用されたとなると、次に取り上げる白水郎同様、外来語的要素がこの漢字にも見られないだろうか。

万葉集における漢字使用のあま表記事例は、白水郎の使用事例が最も多く表 I に見られる如く、二十使用例である。また巻第一 23 番歌の白水郎使用は、万葉集における最初の使用事例がある。

白水郎は中国から伝来された表記法で、元々揚子江河口付近に住み、漁労を生業とする住民の名称（この点が蛭と類似）、男性漁民の名称であった。この名称が日本に伝来し、あまの漢字表記に使用されるようになった。謂わば早い段階における、日本語の外来語使用事例である。上代においても日本人の舶来物を尊ぶ思想は強く、日本の言語を中国伝来の漢語を用いて表記するという事は、上代の知識人としてのエリート意識性の現われであったのではなからうか。上代における日本人の舶来思想は、言語表現ばかりでなく、他の事物に対しても現わされ、例えば植物の觀賞にも現われた。その実例を取り上げてみると、梅花の觀賞に現われた。梅花は上代、中国から伝来した帰化植物で、

上代の日本人はその花を觀賞し、花を愛で、和歌に詠む事を、最高のエリート性と心得た。万葉集において、梅花を詠みあげる歌数は、日本古来の国花と称すべき桜の花の、その花の詠歌数よりも遥かに多く、秋を彩る黄葉を詠む事よりも多かった。表3にその事が端的に表現されている。

表3 万葉集における梅花・桜花・黄葉の詠歌数

花種	梅花	桜花	黄葉	計
詠歌数	133	41	99	273
詠歌率	48.7%	15.1%	36.2%	

梅花を詠む事によって醸し出されるエリート性は、巻第五梅花の歌三十二首815〜848と序の歌群に、最も顕著に詠み出されている。

四、麻績王の流罪理由

麻績王は伝未詳の人物で、どのような経歴の持ち主であるかは、全く伝えられていない。

麻績王流刑記事が万葉集だけではなく、日本書紀にも常陸国風土記にも記載されているという事は、麻績王はかなりの重要な人物だったに違いないと思われるが、その流罪理由も全く伝えられていない。万葉集には伊良麁嶋に流刑になったと記されている。日本書紀巻第二十九天武天皇四月の条にも、麻績王は流刑になったと記されているが、そ

の流罪理由は記されていない。天武天皇の政治体制は、一般に皇親政治と称せられ、皇后野瀆良皇女（後の持統天皇）をはじめ、身内の皇子達を政治の中心に配置し、律令体制を強化する事によって、皇権の絶対化を図ろうとしたので、天武天皇と関わりの強くない弱小皇族の中には、不満を抱く者が現われて、麻績王はそうした皇族の一人ではないかと考えられる。因みに朱鳥元年（686）十月三日、謀反が発覚したとして、大津皇子が死を賜わっている。特に天智天皇系の皇族に、死刑・流刑に処せられた者が多く、そうした中で志貴皇子だけが天智天皇の直系でありながら、生き延びる事が出来たと伝えられている。しかしその志貴皇子も決して安泰ではなく、絶えず死刑・流刑・謂ゆる極刑の不安に脅かされて、万葉集巻第三に収録されている267番歌「鼯鼠は木末求むとあしひきの山の獵夫にあひにけるかも」の志貴皇子の御歌は、その死刑・流刑に対する不安な気持ち、大津皇子達が身を滅した事への悲痛な叫びが、詠い込まれているのではなからうか。

五、律令制度時代の流刑と麻績王の配流地

律令制度とは律令格式の略で、上代の制度の称である。令は一般の法令、律は刑罰の称、その律の中に流罪があり、罪の軽重によって令の三つに分けられる。

- 1、遠流……最も重い流刑で、配流先は伊豆国・安房国・常陸国・佐渡国・隱岐国・土佐国等である。
- 2、中流……遠流の刑より軽く、近流の刑よりも重い。信濃国・伊予国が入る。
- 3、近流……近国への流刑で、越前国・安芸国等への流刑である。

既に記している如く、麻績王の流刑地については、万葉集巻第一三番歌の題詞には「伊勢国の伊良虞嶋に流さるる時」とあり、その23番歌にも24番歌にも、「伊良虞の嶋の玉藻を刈つて」食すという、麻績王の伊良虞嶋での生活の様子が詠まれている。しかし24番歌左注には、日本書紀巻第二十九天武天皇四年四月の条を引用して、「麻績王罪あり。因幡に流す。一子は伊豆島に流し、一子は血鹿島に流す。」とあり、これらの場所に流されたとなると、因幡国は鳥取県、伊豆島は伊豆諸島ならば東京都、伊豆半島ならば静岡県、そして血鹿島は現在の小値賀町、五島列島で長崎県である。麻績王の流刑地が日本書紀に記されている如く因幡国であり、一子達が伊豆島であり、血鹿島であったとしたら、これらの流刑地は全て遠流の刑の流刑地になる。しかし万葉集に記されている如く、伊勢国伊良虞嶋であったとしたら、麻績王の流罪は近流の刑に当たる。

麻績王の流刑地については、常陸国風土記にも記されており、その常陸国風土記には、「行方の郡に板來の村あり。

近く海浜に臨み、案置く。此を板來の駅と謂ふ。その西に榎木林を成す。飛鳥の淨御原の天皇の世に、麻績王を遣ひて、居まはせたまひし処なり」とある。常陸国風土記に記されている如く、麻績王の流刑地が常陸国行方郡板來村であったとしたら、勿論麻績王の流罪は遠流の刑で、非常に重い処罰になる。麻績王の流刑地は、収録されている書物によって異なっているが、日本書紀の記録を信頼するならば、麻績王の流刑は天武天皇四年(675)、万葉集編纂終了は宝龜元年(770)頃、この間約百年の年月が流れており、日本書紀編纂や風土記編纂終了も麻績王の流刑から五十年前後の年月が流れているので、麻績王流刑は半ば伝説化されて、それぞれの書物に収録されて行ったのではなからうか。また麻績王の流刑地が収録されている書物によって異なり、万葉集は伊良虞嶋、日本書紀は因幡国、常陸国風土記は板來村と、共通する事はそれぞれの地名の冒頭に、イ音が付いている事である。このような現象を、地名類似音現象という。

常陸国風土記は更に、この行方郡板來村の海産物を、「その海は塩を焼く藻・海松・自貝(バカ貝)・辛螺(巻貝)・蛤(赤貝)多に生ふ。」と記しており、常陸国風土記が記す如く、麻績王の流刑地がこの板來村であったとしたら、麻績王は何も玉藻を刈り、食まなくてもよかつたのではなからうか。玉藻とは、ホンダワラ(馬尾藻)という海藻の

類で、食用にする事は出来るが、普段は田畑の肥料として用いられる。伊良虞嶋も実際は海産物の多い、豊かな地域ではなかったのではなからうか。西行法師は山家集38番歌に、「阿古屋あこやとる胎貝たがひの殻を積み置きて宝の跡を見するなりけり」・38番歌「伊良胡崎に鰹釣り舟並び浮きて櫓舵の波に浮かびつつぞ寄る」と、平安時代末期の伊良湖岬の情景を詠んでいるが、これらの作品から感じられる事は、伊良虞嶋は玉藻だけの食物しかないという、貧しい嶋だとは考えられないという事である。

六、伊良湖岬が伊良虞嶋と呼ばれる理由

愛知県田原市の渥美半島伊良湖岬について、万葉集巻第一・23番歌題詞及び23番歌・24番歌題詞は、伊勢国伊良虞嶋・射等籠荷四間等と記している。また柿本朝臣人麻呂も、万葉集巻第一42番歌で、五十等いそら兄乃嶋このしまへ辺と詠んでいる。「潮騒に伊豆虞の島辺漕ぐ船に妹乗るらむか荒き嶋廻しままを」である。この42番歌は「伊勢国に幸す時に、京に留とどまれる柿本朝臣人麻呂が作る歌」の題詞を持つ40番歌・41番歌・42番歌の歌群の一首で、持統天皇は六年（692）三月伊勢行幸を行ったが、題詞に述べている如く、柿本朝臣人麻呂は京に留まっていた、行幸に参加していない。従って42番歌の伊良虞嶋の情景は、柿本朝臣人麻呂の連想の情景であっ

て、伊良虞嶋の実景ではない。

伊良虞（伊良湖）は渥美半島先端の岬であって、島ではない。また伊良虞（伊良湖）は三河国に所属する渥美半島の一部であって、伊勢国ではない。岬は海中に突き出た陸地の先端、島（嶋）は四方を水で囲まれた陸地である。伊良虞は明らかに海中に突き出た陸地の先端で、三河国渥美半島の先端である。しかし万葉集の歌人達は、何故に伊良虞を嶋だと称したのであろうか。この事について『萬葉集全註釋』は、「古語のシマは水に臨んだ美土を言って、必ずしも島嶼とうしに限定しない」と説明し、柳田國男も「伊良湖は上古は島であつた」と述べている。また日本古典文学全集万葉集は、伊良虞嶋は三重県鳥羽市神島であるという説を立てているが、神島は伊勢湾に浮かんでいても外洋に接し、波高く荒く、娘子達が裳裾を海に垂らして、優雅に船遊びを楽しむ穏やかさは、その神島には感じられない。渥美半島も伊良湖岬は外洋に突き出ている、波高く非常に荒いが、三河湾に面した福江辺りは波穏やかで、船遊びに適した場所ではある。

古事記上巻猿女の君の条に、邇々芸命の天孫降臨後、天宇受売命は猿田彦大神を高千穂峰から伊勢国に送り届けた後、再び日向国に戻って、全ての鱈たたらの広物・鱈たたらの狭物さまものを集めて、「汝は天つ神御子に仕へ奉らむや」と言った時に、諸々の魚が皆「仕へ奉らむ」と言ったが、海鼠なまこだけは何も

答えなかつたので、怒つた天宇受売命は紐小刀を用いて海鼠の口を裂き、それによつて海鼠の口は今でも裂けていると説明している箇所があるが、その説明の箇所の文末に、「是を以て御世に鳥の速贄はやたへを献る時に、猿女君等に給ふぞ。」とあり、この頃までの志摩国は伊勢国の一部であつたが、この頃の島は大小様々の島が寄り集つてゐるの意味があり、朝廷より遠く離れた場所の意味も含めて、伊勢国から分離独立して、志摩国と呼ばれていたらしいと、『週刊日本』の神社』で述べてゐる。

島にはまた孤島の意味・辺境の意味も存在する。所謂陸の孤島の意味である。渥美半島を三河湾西部、蒲郡市西浦海岸付近から眺めると、京都府丹後半島の天の橋立や、鳥取県境港市の弓ヶ浜、福岡市東区の海の中道の如く、長い靴窠くつぽ状に見える。しかし渥美半島をもっと凝視すると、渥美半島には平坦な土地が少なく、遠州灘（太平洋）と三河湾に挟まれた細長い狭い土地なのに、意外と起伏に富んでいて、高い山々、低い平地が散在してゐて、恰もそれは人体が仰向けに寝かされた状態に見える。早朝の日の出の頃の、太陽を浴びた渥美半島全体の地形は釈迦如来の寝姿にも見えて、西浦海岸住民の信仰の対象になつてゐると、土地の人から聞かされた。

このように渥美半島の地形は険しい山々、深い谷間たにあいからなつていて、これらの地形に阻まれて、渥美半島先端に位

置する伊良湖岬は、三河国全地域ばかりでなく、渥美半島の他地域との交易・交流もままならず、伊良湖岬地域と他地域とは、全く疎遠な関係にあつて、恰もそれは伊良湖岬全地域が、陸の孤島的存在に置かれていたのではなからうか。

七、伊良虞嶋と伊勢国

伊良湖岬は三河国渥美郡（愛知県田原市）に所属する。その伊良湖岬（伊良虞嶋）を、万葉集では何故に伊勢国と称していたのであろうか。その理由として日本古典文学大系万葉集は、「行政区画では三河に属するが、伊勢に近いので伊勢と言つた」と説明し、事実三重県鳥羽市から伊良湖岬間は、海上18kmしか離れてゐない。新編日本古典文学全集万葉集では、「上代の特に大和を中心とした畿内生活者は、鄙の国郡について必ずしも正確な知識がなく、伊勢国は一国の国名であると共に、志摩国や三河国の一部も含めた伊勢湾沿岸地方の汎称として用いられてゐた」と説明してゐる。

貞享四年（1687）十月二十五日、俳人松尾芭蕉は江戸を出発して、故郷伊賀上野・吉野へ赴き、大和国各地を遊歴する『笈の小文』注「旅行に旅立つた。途中鳴海宿まで来て、名古屋の門人坪井杜国が御領分追放になつて、渥美

半島南端保美村に隠棲している事を知り、越智越人を伴って急遽吉田宿^{さなか}まで引き返し、陸路を伊良湖岬へと向かった。真冬の最中^{さなか}十一月十日頃の事である。途中渥美半島西海岸に沿って南下するのであるが、天津繩手（豊橋市天津、繩手は真つ直な道の意）付近は海上から吹き上げる風が冷たく厳しく、通行に非常に困難を極めたらしい。元禄八年（1695）各務支考によつて編まれた撰集『笈日記』には、この時に詠まれた句「すくみ行くや馬上に氷る影法師」が収録されている。^{注2} 吉田宿地方の古い諺に、「養子に行くか、天津の繩手を裸で飛ぶか」があるそうだが、江戸時代に入つても渥美半島の陸路は、このような状態であるから、ましてや上代においては、もっと通行に困難を極めていたであろう。逆に伊勢湾を隔ててはいるが、伊良湖岬は対岸の伊勢国との交易・交流が盛んで、海上が晴れて波静かで、海面が穏やかな時は、その海上の距離も、鳥羽・伊良湖岬間は僅か18km、人々の伊勢湾渡海は陸路の如く行われていて、伊良湖岬全体が、伊勢国的雰囲気^{ふんいき}に漲つたのではなからうか。国境や地域の境界線は、勿論河川山岳等自然的境界によつて定められ、決められるものであるが、人為的現象によつて定められ、決められる場合も、決して少なくはない。有力者・権力者が現われて、隣接する地域や影響を受けている地域を併合し、支配して行くのであるが、伊勢国においてもそうした巨大勢力者が現われて、隣

接する志摩国を支配し、伊勢湾を隔てて伊良湖岬も支配したかもしれない。勿論権力ばかりでなく精神的にも物質的にも、そして文化的にも伊良湖岬は、伊勢国の支配下に置かれていた時代があつたかもしれない。

注1 新編日本古典文学全集 松尾芭蕉紀行・日記編

注2 新編日本古典文学全集 松尾芭蕉全発句

参考文献

日本古典文学大系万葉集

新日本古典文学大系万葉集

日本古典文学大系風土記

日本古典文学大系古事記

日本古典文学大系日本書紀

新編日本古典文学全集万葉集

新編日本古典文学全集万葉集

新編日本古典文学全集風土記

新編日本古典文学全集古事記

新編日本古典文学全集日本書紀

武田祐吉 萬葉集全注釋 角川書店

澤瀉久孝 萬葉集注釋 中央公論社

伊藤 博 萬葉集釋注 集英社

週刊日本の神社 デアゴステイニーニク

筑紫申真 アマテラスの誕生 講談社学術文庫 昭和31年刊
昭和32年刊
平成7年刊
平成28年刊
平成29年刊

(つねまつ ただし)